

JICA中部 パソコン賃貸借及び保守・運用管理契約

(意見招請公示日：2022年11月4日) について、意見招請実施要領に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
中部センター 所長 (契約担当役)

	該当頁	該当項目	質問・質問	回答
1	p. 2	第1. 業務概要 3. 業務内容 (3)	納品先での設置、動作確認作業は平日日中条件で宜しかったですでしょうか また、全台一括作業前提で宜しいでしょうか	平日の10時から17時とします。 全台一括作業でお願いします。
2	p. 2	第1. 業務概要 3. 業務内容 (3)	既存パソコンの移動先は納品先住所内との認識で宜しいでしょうか	中部センター内に既存パソコンの保管場所を設置予定です。
3	p. 2	第1. 業務概要 5. 成果品	成果品の「4. 動作確認チェック資料」は作業チェックシートの想定で宜しい でしょうか	作業チェックシートを想定しております。
4	P. 4	第2. 機能要件 1. ハードウェア要件	今回ご提供予定のPCにはメーカー純正マウスが存在しないため、要件を満たす その他メーカーの製品でも可とするように変更いただけませんか。	リース期間中、マウスの故障対応も実施して頂くために「純正マウス」の表 記を行っています。仕様条件及び修理対応が可能であれば、他メーカー製品で も構いません。 修理不可の場合は交換でも構いません。
	P. 7	第3. 実施要領 10. 機器保守	マウスはメーカー純正ではありませんのでメーカーオンサイト対象外となりま す。構築時に予備機を数個配備するとさせていただきませんか。	
	P. 7	第3. 実施要領 10. 機器保守	マウスは修理不可のため、交換のみとさせていただきませんか	
5	p. 4	第2. 機能要件 2. ソフトウェア要件	OS、OfficeのVolumeライセンスを調達頂ける認識で宜しいでしょうか	調達いただくOS、Officeのライセンスは、プリインストールでも、Volumeラ イセンスでも構いません。
6	p. 4	第2. 機能要件 2. ソフトウェア要件	Adobe Flash Player はメーカーサポートが終了しており 新規のダウンロードが不可となっております インストーラをご提供頂ける前提で宜しかったですでしょうか https://www.adobe.com/jp/products/flashplayer/enterprise-end-of- life.html	Adobe Flash Playerは業務仕様書から削除します。
	P. 5	第2. 機能要件 2. ソフトウェア要件	Flash Playerは2020年12月31日でメーカーサポートが終了しております。 一覧から削除された方が良いです。	
7	p. 5	第2. 機能要件 2. ソフトウェア要件	「日本語OSを英語設定にして利用する場合でも各ソフトウェアが正常に動作 すること」と記載がございますが、選定されているソフトウェアは動作保証 している認識で宜しかったですでしょうか	すでに選定されているソフトウェアには動作確認しておりますが、調達いた だくソフトウェアについては、受注者が正常に動作することを確認してくだ さい。

	該当頁	該当項目	質問・質問	回答
8	p. 5	第3. 実施要領 1. 初期キッティング 作業	マスター端末は何種類になりますでしょうか。またマスタ端末の作成は受注者にて実施となりますか。	故障時に納入直後の設定環境に簡単に戻せるイメージを考えています。装置毎のイメージデータを作成し、装置毎で復元作業を実施する方法でも良いですし、同一環境であれば、マスターを作成して展開する方法でも良いです。
	p. 5	第3. 実施要領 1. 初期キッティング 作業 (4)	「ディスクをカスタマイズした状態に復元できるよう設定の上、手順書を準備する」と記載がございますが、Sysprepによる一般化との認識で宜しいでしょうか	
9	p. 6	第3. 実施要領 4. 環境設定 ③	「パソコンメーカーのリカバリソフトウェア実行制御の設定」と記載がございますが、パソコンメーカーのリカバリソフトウェア実行制御とはどのような内容となりますでしょうか	第3. 実施要領7. リカバリー関連に記載があり、4. 環境設定③はこれと内容が重複するため、③は業務仕様書より削除します。
10	P. 7	第3. 実施要領 10. 機器保守 (2)	業務時間内とございますが、具体的な時間を“例：9:00～17:45”と表記させていただけないでしょうか	業務時間9:30～17:45を記載します。
11	P. 7	第3. 実施要領 10. 機器保守 (2)	下記のように文言修正可能でしょうか。 設定方法に関する問い合わせ及び障害時復旧方法等に関する問い合わせに対して、一元管理が可能な保守窓口（コールセンター）を設けること。 メーカーへの修理依頼は保守窓口（コールセンター）から実施し、当機構の担当者と連携を図り、問題解決にあたること。	修正を検討します。
12	P. 7	第3. 実施要領 10. 機器保守 (3)	修理結果のレポートはメーカーから提出されたレポートの提出とさせていただけないでしょうか	レポートの提出で結構です。
13	P. 7	第3. 実施要領 11. 契約終了後の ハードディスク上の データ消去 (1)	リース契約終了後、現地でデータ消去ではなくて、回収してからのデータ消去でも構わないでしょうか。	回収後のデータ消去でも構いません。
14	p. 7	第3. 実施要領 11. 契約終了後の ハードディスク上の データ消去 (1)	ハードディスクの交換時にデータ消去を受注者にて実施とありますが、データ消去後のハードディスクはお客様にお渡しする想定でよろしいでしょうか。	受注者の責任において情報漏洩防止対策を講じて頂ければ、交換時の当機構へのハードディスクの返却は不要です。

以上